

令和8年熊本地震に伴う特例措置のご案内

厚生労働省では、令和8年熊本地震により被災された事業主の方へ次のような雇用・労働に関する特例措置を行っています。詳しくは、熊本労働局、管内の労働基準監督署、ハローワークの相談窓口にお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 助成金の支給申請など、労働者の雇用維持等に関する相談窓口

⇒ 熊本労働局および管内全てのハローワーク等

2 地震の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

⇒ 熊本労働局管内の新卒応援ハローワーク等

3 労働条件、安全衛生、労災補償などに関する相談窓口

⇒ 管内全ての労働基準監督署



相談窓口設置場所

※令和8年熊本地震を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。



詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由^(※)により、事業活動を縮小する全国の事業所において雇用調整助成金を受給できます。その上で、以下の特例措置を適用します。

- 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- 休業計画届について、休業開始後の提出も可能 等

また、熊本県内の事業所に対しては、以下の2点の特例措置も適用されます。

- ①残業相殺（助成対象となる休業日数から残業時間分の日数を差し引くルール）を撤廃
- ②教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃



雇用調整助成金について

(※)「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、修理業者の手配や修理部品の調達等に関して災害の影響により期間を要する、風評被害による観光客の減少により、売り上げが減少した場合などが挙げられます。なお、地震により建物等に直接被害を受けたことにより事業活動を縮小する場合も、このような経済上の理由があれば助成対象となります。

詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法が適用された区域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能なほか、受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

※上記のほか、災害からの復旧・復興等も見据えた従業員のスキルアップとして、職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する人材開発支援助成金を受給することができます。

労働保険料、障害者雇用納付金等の納付期限延長・猶予

熊本県の指定地域(熊本県八代市、宇土市、宇城市および八代郡氷川町)に所在地を有する事業主などについて、労働保険料、障害者雇用納付金などの申告・納期限等を一律に延長します。

熊本県の指定地域外に所在地を有する事業主などであっても、このたびの災害によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料、障害者雇用納付金などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

詳しくは、労働保険料については最寄りの労働局へ、障害者雇用納付金については独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。



高齢・障害・
求職者雇用支援機構
関連ウェブサイト

その他、被災された事業者、労働者等への支援

仕事中や通勤中に被災された労働者への「労災保険給付」

労働者の方が「仕事中」や「通勤中」に、地震により建物が崩壊したことなどが原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付(治療や投薬、休業補償など)を受けられます。医療機関等の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル

労働者健康安全機構では、自然災害または大規模な事故等により被災された方々(事業者、労働者およびその家族等)に対するメンタルヘルスおよび健康に関する相談を受け付けています。

自然災害又は大規模な事故等による
災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル

フリーダイヤル
携帯からも可

0120-200-826

【受付日時】平日10:00~17:00 ※土・日・祝日は除く



中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。
詳しくは、中小企業庁ウェブサイトをご参照ください。



各種支援策に関する相談窓口

熊本県の日本政策金融公庫、商工会議所等に設置した「特別相談窓口」で、被災した事業主の方々への相談にお応えしています。

セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された熊本県内の市町村において、今般の地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用しています。加えて、激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、さらに別枠で借入金の100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用しています。

小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された熊本県内の市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日、低利で融資を行っています。

災害復旧貸付等の実施

今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、熊本県の日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資しています。

既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫および商工組合中央金庫では、今般の地震の影響により、返済猶予の申請に遅れが生じている場合でも、返済期日に遡及した返済猶予について柔軟に対応するとともに、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化など事業者の皆さまの負担軽減を行っています。

このほか、自治体連携型補助金や仮施設設置整備支援事業等、激甚指定に伴う新たな支援措置もございます。詳細は上部二次元コードをご確認ください。

詳しくは、熊本労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のウェブサイトでも、関連情報をお伝えしています。



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク